

子どもの製品安全に関するJIS規格が製造物責任 訴訟に与える影響¹

伊藤 崇

概要: JIS Z8050, すなわち2016年12月20日に作成された子どもの製品安全に関するJIS規格が製造物責任訴訟に与える影響を考察する。具体的には, 同規格中の「子どもに関連するハザード」「保護方策の適格性」に関する具体的な記載内容が製造業界内の一般的な知見についての事実認定において裁判実務上影響を与えることになり, また, 安全性を「危害の発生確率」と「危害の度合」の相関関係として理解する根本発想が製造物責任法における「欠陥」評価基準においてリスク効用基準の採用を要請することになり, 欠陥概念を巡る論争自体にも影響を与えることを指摘する。

キーワード: JIS Z8050, GUIDE 50, 製造物責任, 欠陥

The Impact Japanese Industrial Standards on child product safety has on Product liability lawsuits.

Takashi Ito

Abstract: This paper discusses the impact JIS Z8050, which is Japanese Industrial Standard on child product safety established in December 20th, 2016, potentially has on product liability lawsuits. First, the detailed contents of the standard about “hazards on child” and “adequacy of protective measure” can be used for proving the general knowledge of manufacturers. Second, the standard’s basic idea of product safety, which defines safety based on the combination of the probability of occurrence of harm and the severity of that harm, implies that risk-utility standard should be adapted for determining defect, which is one of the disputable issues on the area of product liability.

Keywords: JIS Z8050, GUIDE 50, Product liability, defect

¹ 2018年5月24日受付, 2018年6月7日採択

1 はじめに

2016年12月20日、「JIS Z8050 安全側面—規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針」が作成された。これは、子どもが死亡又は重傷を負う可能性を最小限に抑えることが実現できるようにするために、規格・仕様書等を作成・改正する専門家に対する指針を示すものである。²

製品安全の実現のために民事・刑事・行政の各規律や業界団体の自主規制が存在しているが、そのうち民事の分野では、製品に「欠陥」がある場合に製造業者の損害賠償責任を認める製造物責任法が中心的な役割を期待されている。この「欠陥」該当性判断において子どもの特殊性を考慮すべきという視点は製造物責任法の立法当時より存在したが、その後の判例態度は必ずしもこの点を十分に意識していたとは言い難い。そのような問題意識から、本稿ではJIS Z8050の性格について簡単に触れたうえで、子どもに関わる製品の欠陥該当性を巡る従来の判例を紹介しつつ、今回のJIS Z8050の規格化が従来の判例態度にどのような影響を与えうるかを検討する。

2 JIS Z8050の性格

2.1 概略

JIS Z8050は子どもの製品安全に関する指針であるが、これは国際安全規格である「ISO/IEC GUIDE 50:2014 Safety aspects-Guidelines for child safety in standards and other specifications」を国内規格化したものであり、両者の内容は一致している。GUIDE 50は第1版が1987年、第2版が2002年に規格化されていたが、それに対応する国内規格は存在しなかった。それが、今回のJIS-Z8050によりようやく国内規格化されたということになる。

JIS Z8050では適用範囲、引用規格、用語及び定義の明確化に引き続いて「子どもの安全への一般的アプローチ」「安全上の考慮事項」「子どもの安全環境」「子どもに関連するハザード」「保護方策の適格性」が示されている。このうち特に「子どもに関連するハザード」「保護方策の適格性」

において具体的な記載があり、実務への影響が注目される。

2.2 JIS Z8051との関係

なお、上記の通りGUIDE 50ないしJIS Z8050は「子ども」という着眼点から製品安全に関する指針を定めたものであるが、より一般的な製品安全の規格導入指針についてはISO/IEC GUIDE 51:2014という国際規格が存在し、これについては既に2015年に「JIS Z8051 安全側面—規格への導入指針」として国内規格化されている。両者の関係については、「JIS Z8051が、安全性全般という観点で、リスク低減に対する構造的なアプローチを提示する」のに対して、JIS Z8050は、「子どもの発達と不慮の傷害からの危害との関係に焦点を当て、子どもが遭遇すると思われるハザードに対する取り組み方への対処を提供」するものと説明されている³。このように、JIS Z8050はJIS Z8051と密接な関連を有するので、以下、JIS Z8051の内容について簡単に触れる。

すなわち、このJIS Z8051は、安全を「許容不可能なリスクがないこと」、リスクを「危害の発生確率及びその危害の度合の組み合わせ」として定義している。⁴すなわち、絶対的な安全という発想ではなく、「危害の発生確率」と「危害の度合」の相関関係によって安全性を評価する発想に立っている。そのため、製品安全を検討するにはまずどの程度リスクがあるのかというリスクアセスメントを行い、次に、そのリスクが許容不可能である場合のリスク低減方策ないし保護方策が検討される。⁵そのリスク低減の方法はスリーステップメソッドと呼称され、具体的には①本質安全設計、②保護装置による安全確保、③使用上の情報提供の順番でリスク軽減を図るべきであり、この順番が重要であることが強調されている。⁶

3 JIS Z8050 安全側面—規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針 “0.5 構成”

4 JIS Z8051 安全側面—規格への導入指針 “3.9 リスク”, “3.14 安全”

5 JIS Z8051 安全側面—規格への導入指針 “6.1 リスクアセスメント及びリスク低減の反復プロセス”

6 JIS Z8051 安全側面—規格への導入指針 “6.3 リスク軽減”

2 JIS Z8050 安全側面—規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針 “0.2 作成理由” “1 適用範囲”

3 子どもの製品安全を巡る従来の判例とJIS Z8050の活用可能性

3.1 子どもの製品安全を巡る従来の判例

子どもの製品安全を巡る従来の判例は、(A)子どもの使用を製造者が想定している製品に関する製品事故の判例群と、(B)子どもの使用を製造者は想定していなかった製品に関する製品事故の判例群に大別することが可能である。(A)の例としては学校給食O157食中毒死亡事件⁷、子ども靴前歯折損事件⁸、給食食器破片視力低下事件⁹、幼児用自転車バリ裂挫傷事件¹⁰、混合ワクチン(MMR)予防接種禍事件¹¹、チャイルドシート着用乳児死亡事件¹²、カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件¹³、トイレブース開き戸型ドア親指切断事件¹⁴、こんにやく入りゼリー1歳児死亡事件¹⁵が存在し、(B)の例としては菓子袋の角による目の負傷事件¹⁶、プール消毒液皮膚炎事件¹⁷、踏切電車衝突死亡事件¹⁸、収納箱児童窒息死事件¹⁹が存在する。

(A)子どもの使用を製造者が想定している製品について子どもの特殊性に配慮すべきことは当然であるが、(B)子どもの使用を製造者が想定していなかった製品でも子どもが使用しないし関わりを持った結果として子どもが被害者となることはあり、やはり子どもの特殊性に関する視点が問題となりうる。

本稿ではこのうち、JIS Z8050の記載内容に関連する判例として、トイレブース開き戸型ドア親指切断事件及び収納箱児童窒息死事件を紹介・検討する。

2.2 トイレブース開き戸型ドア親指切断事件(東京地裁平成23年2月9日判決)

本判決は、小学校2年生の児童が学童保育クラブにおいて、建具製品製造販売業者製造のトイ

レブース開き戸ドアに右手親指を挟まれて同指を切断したという事案である。本件では学童保育クラブの運営者である社会福祉法人が被害児童に損害賠償済であり、同社会福祉法人と保険契約を締結する保険会社によるトイレブース開き戸ドアの製造・販売業者に対する求償金請求の可否が問題となった。本判決では、「本件ドアのような開き戸は長い歴史があり、現在でも多くの施設や設備で使用されており、その外観からも、開き戸は開けたときに生ずる吊り元側の隙間に手指を入れると指詰事故発生の危険があることや、その隙間に手指をいれさえしなければ指詰事故を防ぐことができることは、利用者が経験上よく知っている事柄である。」との事実認識のもと、「本件トイレブースにおける指詰事故防止のためには、第1次的には、これを利用する児童側で本来の用法以外の危険な用法で使用しないという注意義務を負い、第2次的には、児童が危険な行動にでないようさせる注意義務は保護者が負うのであり、第3次的には、当該施設管理者が利用する児童の特性を踏まえ必要に応じて指詰事故防止策を講ずべきであって、製造・販売業者である被告において、利用者がトイレブースのドアを本来の用法以外の用法で利用ができないようにするとか、本来の用法以外の用法で使用しても指詰事故が発生しないような安全策を講ずべき必要はない。」との判断が示され、原告の損害賠償請求は棄却された。

この点、JIS-Z8050でも子どもに関連するハザードとして「接近可能な隙間又は開口部は、体全体又はその一部、及び服又は装身具のはまり込み又は巻き込みのリスクをもたらすことがある。」²⁰との記載があり、本件のようないわゆる指詰事故が子どもが遭遇しうる事故であるとの認識が示されている。このについては本判決との相違はない。

問題はこのような危険から子どもを守る方策であり、これについてJIS-Z8050では「行動による保護方策」を「危害の可能性を低減することを意図した自発的な又は指示された行動」と定義したうえで、「これは、ハザードを取り扱う一定レベルの経験をもつ人だけに当てはまる。低年

⁷ 大阪地裁堺支部平成11年9月10日判決

⁸ 金沢地裁平成13年7月17日判決

⁹ 奈良地裁平成15年10月8日判決

¹⁰ 広島地裁平成16年7月6日判決

¹¹ 大阪高裁平成18年4月20日判決

¹² 広島地裁三次支部平成19年2月19日判決

¹³ 鹿児島地裁平成20年5月20日判決

¹⁴ 東京地裁平成23年2月9日判決

¹⁵ 大阪高裁平成24年5月25日判決

¹⁶ 東京地裁平成7年7月24日判決

¹⁷ 神戸地裁明石支部平成15年3月26日判決

¹⁸ 前橋地裁平成16年5月14日判決

¹⁹ 大阪高裁平成18年2月16日判決

²⁰ JIS Z8050 安全側面—規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針“7.2.1 隙間及び開口部”

年齢の子どもの場合は、行動による保護方策は適用できないし、またそれに頼ることもできない」と明言している²¹。すなわち、本判決は「第1次的には、これを利用する児童側で本来の用法以外の危険な用法で使用しないという注意義務を負い」と判示しているが、JIS Z8050ではそのような子どもの自発的な行動に頼った保護方策はありえない旨が明言されているのである。被害者としては、今後このような製造業者の主張に接した場合には、このJIS-Z8050の内容を引くことが有用な反論になるように思われる。

2.3 収納箱児童窒息死事件(大阪高裁平成18年2月16日判決)

本判決は児童が自宅の居間に置かれていた収納箱に入って遊んでいるうちに、蓋が閉まった際に留め金がかかり、その中で窒息死したという事案である。地裁判決が公開されていないため児童の年齢は不明であるが、収納箱に被害児童の1年生の時の教科書等が入っていた、帰宅後に友人とかくれんぼ遊びをしていて午後4時ころ友人が帰宅した、という事実認定からすると小学校低学年～中学年と推測しうる。また、収納箱の実際の大きさも高裁判決からは読み取れないが、被害児童の親はこの収納箱をテレビを置く台としたり、普段使用しない薬箱、化粧品等やC子の玩具等を収納したりしていたとのことである。

本判決では、本件箱はそもそも衣装類など物品を収納するための箱として販売されたものであることや現実の使用状況を勘案すると、被害児童がかくれんぼ遊びのために本件箱の中に自ら入ったことは、「本件箱について通常予見される使用形態を超え、その用法を逸脱して使用したものであって、通常人において、かかる使用形態を合理的に予見することができたとはいえない」と評価して、被害児童親の損害賠償請求を棄却した。

しかしながら、JIS-Z8050では、子どもに関連するハザードとして「空気を通さない密閉空間は、窒息リスクをもたらす。遊んでいるとき、子どもは製品の中に自分自身の全身を潜めることがある。」(7.5.3 閉じ込められた空間)と記載されており、このような事故が子どもの典型的

な行動に根差した事故であることが明確に示されている。少なくともJIS Z8050が規格化された今後においては、このような子どもの遊び方が予見できないという製造業者の主張は成り立ちえないと思われる。

3.4 JIS規格を民事紛争において引用することの法的意味

JIS規格は民事上の責任の有無とは別の視点から定められるものであり、同規格違反が直ちに民事上の損害賠償請求を基礎づけるものではない。しかしながら、同規格の存在・内容はそれが関わる製造業者にとって周知の事柄と見做されるべき性格のものであり、少なくともそれを知りえなかったとの製造業者の主張が容易に裁判で認められるとは思われない。従って、同規格の記載内容は、製造業界内の一般的な知見についての事実認定において、実務上大きな影響を与えることになる。

例えば、フード付きダウンジャケットストッパーによる外傷性白内障傷害事件²²は、フードのゴム紐がフードの中に入り込むことを防ぐためのストッパーが被害者の左眼に直撃したという事案であり、製品の欠陥該当性が認められた。同事案の被害者は成人ではあったが、このような危険を製造業者が認識しえたことの一資料として、全日本婦人子供服工業組合連合会等が策定した「子供衣類の設計に関する安全対策ガイドライン」の記載内容が原告より主張され、それが判示中にも指摘されている。JIS Z8050も、今後の裁判実務においてそのような活用がなされることが期待される。

4 JIS Z8050及びJIS Z8051が今後の製造物責任法上の「欠陥」該当性判断に与える影響

4.1 裁判実務における「正常使用」「予見可能な誤使用」「非常識な使用」の区別

製造物責任訴訟における欠陥評価の在り方は様々であるが、その一つに、通常予見される使用形態での使用であったにも関わらず事故が生じたかどうかという観点からの欠陥評価方法がある。(携帯電話低温やけど事件²³等)。ここにおける

²¹ JIS Z8050 安全側面—規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針“8.5 行動による保護方策”

²² 東京地裁平成28年12月2日判決

²³ 仙台高裁平成22年4月22日判決

「通常予見される使用形態」であったかどうかについては「通常予見される使用形態とは、製造物の予定された適正な用途、使用態様のみならず、その製造物であれば通常合理的に予期、予見される用途、使用態様も含まれるものであり、使用者の誤使用であっても、通常合理的に予期、予見される使用形態であれば、製造物の欠陥の有無に当たっては適正使用とみられることになる。」(資源ゴミ分別機会上腕部切断事件²⁴)と解されている。

このように、用語は様々であるが、使用方法を「正常使用」「予見可能な誤使用」「非常識な使用」に区別して、前2者に伴う製品事故については製造業者の民事的賠償責任を認め、後1者については民事的賠償責任を否定するという判断枠組みが欠陥該当性判断の枠組みの一つとして裁判実務上用いられている。

4.2 J I S Z 8 0 5 0における子どもの誤使用の理解

他方、J I S Z 8 0 5 0では、「5 安全上の考慮事項:子どもの発達、行動及び不慮の損害」において、一般論として「子どもは、体の小さな大人ではない。ハザードへの暴露に加えて、発達段階を含めた子ども固有の特性が、大人とは異なった形で子どもをリスクにさらす。～製品に関連する潜在的ハザードを決定する場合は、この箇条に記載する子どもの特性の全てを検討する必要がある。～こうした子どもの製品の使用又は製品との関わり合いは、正常な子どもの行動として考慮すべきである。“誤使用”という用語は誤解を招きやすく、また、子どものハザードに関して不適切な意思決定につながりかねない。」²⁵との指摘を行っている。

これは、上記の「正常使用」「予見可能な誤使用」「非常識な使用」を区別する視点からは、子どもについてはおよそ非常識な使用というカテゴリーは存在せず、全て「正常使用」「予見可能な誤使用」のカテゴリーに区分されうることを指摘するものとして理解しうる。このような理解にたった場合、子どもの安全に関する製品事故である限り、その欠陥性の判断において「通常予見される使用形態」であったかどうかを基準とする判断枠組みでは意

味のある欠陥評価を行えないことになる。

4.3 J I S Z 8 0 5 0が要請する欠陥判断基準

かかる場合のありうる他の欠陥評価方法として、アメリカの一般的な製造物責任法理(Restatement 3rd of Torts: Products Liability)におけるリスク効用基準²⁶に着目するということがありうる。これは、危険の重大性にその発生確率を乗じた危険の期待値を、当該危険を除去するために必要な費用及びそれが新たにもたらす危険性の程度と比較して、前者が後者を上回る場合に欠陥ありと評価する判断枠組みである。実際に数値を用いてそのような計算を行うものではないが、少なくとも理念としてはそのような発想に立つということになる。このような相対的な安全性の評価枠組みは「危害の発生確率」と「危害の度合」の相関関係によって安全性を評価するJ I S Z 8 0 5 1及びJ I S - Z 8 0 5 0と発想を同じくしている。

このようなリスク効用基準の発想自体は製造物責任法立法時にも認識され²⁷、日本の従前の裁判例の中にも散見されるが²⁸、これが標準的な欠陥の判断枠組みであるとまでは評価し難い。²⁹そもそも、このような発想による欠陥評価は、より良い設計を採用しなかった製造業者の過失責任を追究するのと等しいものであるとの理解もあり(欠陥責任の過失責任化)³⁰、それでは製造物責任法の意義が没却されるとして、かかる判断基準自体に否定的な意見も存在する。³¹従って、子供が関わる製品安全を巡る裁判においてこのようなリスク効用基準が採用されるようになるかどうかは判然としない。しかしながら、少なくとも、J I S Z 8 0 5 0及びJ I S Z 8 0 5 1が裁判実務において意識されることは、このような欠陥責任の過失責任化という論点に一石を投じることになるものと思われる。以上

²⁶ Restatement 3rd of Torts: Products Liability §2(b)

²⁷ 「詳解 製造物責任」(升田純)322頁～325頁、

²⁸ 例えばトイレブース開き戸型ドア親指切断事件でも代替設計採用の際のコストについての言及がある。

²⁹ 例えばこんにやく入りゼリー1歳児死亡事件(大阪高裁平成24年5月25日判決)では、控訴人がリスク効用基準に言及して代替設計が容易に導入可能であることを指摘したが、裁判所はこの点を判断要素としなかった。

³⁰ Restatement 3rd of Torts: Products Liability §2 comment n.

³¹ 「詳解 製造物責任」(升田純)428頁、「実践PL法 第2版」(日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編)31頁等

²⁴ 東京高裁平成14年10月31日判決

²⁵ J I S Z 8 0 5 0 安全側面—規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針“5.1.1 一般”